

# 愛媛県環境影響評価条例の一部改正について

## 趣旨

国は、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律を改正し、令和8年4月から環境影響評価手続きの簡略化を行った。

そのため、県においても、改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「整備法」という。）を踏まえ、環境影響評価条例の一部改正を行った。（令和8年4月施行）

## （1）整備法改正概要【領海の場合】

整備法に基づき、環境省が調査方法書（海洋環境等調査方法書）を作成し、現地調査（海洋環境等調査）を実施

⇒ 事業者は、環境省が実施した現地調査結果等を考慮のうえ、事業計画を作成し、環境影響評価法に基づく、準備書及び評価書の手続きを実施（環境影響評価法に基づく、配慮書及び方法書の手続きは適用除外となる。）

<新制度イメージ> 再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きを接続させる

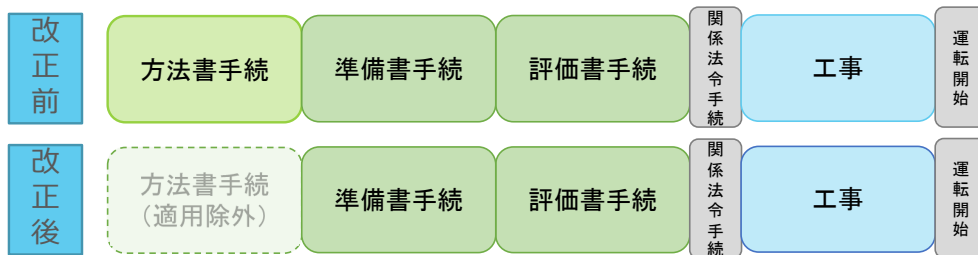


## (2) 条例改正概要

### ① 方法書の適用除外

整備法に基づく選定事業者が、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合には、環境影響評価条例に基づく方法書の手続きは適用しない。

(条例には、従来から配慮書に関する手続きなし)



(条例改正箇所)  
第42条の2 (方法書適用除外) を追加

### ② 環境影響評価審査会への諮問事項の追加

環境省が整備法に基づき作成する海洋環境等調査方法書案に係る環境保全意見についても審査会諮問事項に追加

(条例改正箇所)  
第44条の2 (海洋環境等調査方法書案に係る環境保全意見の諮問) を追加

### ③ その他

法律から引用している文言の根拠条文を明確化

(条例改正箇所)  
第44条他を一部改正